

## 6 景観の形成

### (1) 施策の基本的方向

自然景観の保全を図るとともに、歴史的遺産を活用した景観の形成を促進します。  
また、県景観条例等に基づき、本県の個性豊かで良好な景観の形成を図るとともに、各種事業の実施に際しては、地域の景観に十分に配慮します。

#### 【環境指標】

項目		現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
電柱の地中化延長	県道	21,840m	25,440m

### (2) 施策

#### ① 自然景観の保全

- 地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観や溪流景観などの自然景観の保全に努めます。
- 都市地域における良好な自然景観を有している土地については、適正に保全するとともに、必要に応じて風致地区<sup>1</sup>等の指定を検討します。



尚古集成館

(写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟)

#### ② 歴史的遺産を活用した景観の形成

- 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の次世代への継承に向けた普及啓発、世界遺産価値の理解増進・情報発信に取り組みます。
- 歴史的遺産を活用し、周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。

#### ③ 適切な誘導、規制措置による景観の形成

- 良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めた県景観条例等に基づき、本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進します。
- 都市地域において、周辺景観との調和に配慮し、良好な市街地環境の形成を図るため、必要に応じ、地区計画等の指定を検討します。
- 屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い、良好な景観の形成を促進します。
- 風力発電施設の設置については、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン（平成22年4月）」に基づき、良好な景観の保全に努めます。

#### ④ 各種事業による景観の形成

- 市町村による個性あるまちづくりや街並保存、地域特有の街路並木づくりなど景観の形成を促進します。
- 市町村における景観計画策定への助言等のほか、景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。
- みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を促進します。
- 主要都市や観光地における幹線道路の無電柱化を推進し、良好な景観の形成に取り組みます。

1 風致地区：良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、都市環境を保全することを目的として定められた地区をいいます。本県では、鹿児島市寺山地区や慈眼寺地区、伊佐市曾木の滝地区が指定され、地区内における建物の建築、宅地の造成、樹木の伐採などが規制されています。

## 7 大気環境の保全

### (1) 施策の基本的方向

工場・事業場からの大気汚染物質の排出の抑制や監視の充実を図ること等により、良好な大気環境を維持できるよう努めます。

また、エコドライブ及び電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の普及など自動車排出ガス対策を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用など環境負荷の少ない交通手段の啓発に努めます。

#### 【環境指標】

項目		現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
大気 の汚 染に 係る 環境 基準 の達 成率	二酸化硫黄 *	100%	100%
	二酸化窒素	100%	100%
	浮遊粒子状物質 *	100%	100%
	微小粒子状物質 *	100%	100%
	一酸化炭素	100%	100%
	ベンゼン	100%	100%
	トリクロロエチレン	100%	100%
	テトラクロロエチレン	100%	100%
ジクロロメタン	100%	100%	

（\*：自然現象に起因する場合を除く）

### (2) 施策

#### ① 環境基準の達成維持

- 大気汚染の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に対しては、それぞれ「県光化学オキシダント緊急時措置要綱」に基づく注意報の発令や「微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意情報の発表要領（平成25年3月）」に基づく注意情報の発表など緊急時の措置を迅速かつ適切に行います。
- 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）に係る高濃度現象については、国や九州各県と連携して監視体制、情報連絡体制を整備するとともに、調査研究を進めます。



大気汚染常時監視状況



大気測定車

## ② 工場・事業場対策

- 大気汚染防止法や公害防止条例等に基づき、ばい煙の排出基準監視を継続し、基準遵守の徹底を図ります。
- 燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換などばい煙発生抑制対策を促進するとともに、ばい煙等の防止技術の周知徹底を図ります。
- 建築物等の解体に伴うアスベスト<sup>1</sup>飛散防止を図るため、大気汚染防止法に基づく立入調査等による飛散防止対策の指導の徹底、指導体制の充実に努めます。また、一般環境や解体現場周辺におけるモニタリングを実施します。
- 建築物等のアスベスト使用状況の把握に努めるとともに、除去や飛散防止の徹底を図ります。
- 改正大気汚染防止法について周知を図ることにより、アスベストの飛散防止対策に取り組みます。

## ③ 自動車排出ガス対策

- 交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備など、地域の状況に応じた交通流対策に努めます。
- トラックターミナルの設置等による物流の共同化や帰り荷の確保など物流の効率化を促進します。
- 公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。
- 自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど監視を継続します。
- 市町村や関係団体とも連携して、エコドライブを推進するなど県民の自主的活動による取組を促進します。
- 公的機関における電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。  
また、県の公用車の更新の際は、電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入に努めます。
- 市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。

## ④ 桜島火山ガス対策

- 桜島の火山活動により排出される二酸化硫黄等の大気汚染物質について、周辺環境濃度の監視を継続するとともに、情報の提供を行います。

## ⑤ 酸性雨対策

- 酸性雨については、国等と連携を図りながら、引き続き監視測定等を行います。

1 アスベスト：石綿ともいいます。天然に存在する繊維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、広く利用されましたが、現在は使用禁止になっています。平成元年に「特定粉じん」に指定され、工場・事業場からの排出が規制されています。また、石綿による健康被害の救済に関する法律が、平成18年2月に制定されました。

## 8 水・土壌環境の保全

### (1) 施策の基本的方向

公共用水域や地下水の水質監視，工場・事業場の排水監視の充実を図るほか，公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備促進，合併処理浄化槽等の普及促進，環境と調和した農業の推進など総合的な水質保全対策を推進します。

特に，鹿児島湾や池田湖については，地域水質環境管理計画に基づく対策を推進します。

土壌汚染対策については，工場・事業場に対し有害物質の適正管理を指導し，土壌汚染の未然防止に努めます。

#### 【環境指標】

項目		現況（令和元年度）	目標（令和12年度）	
水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）の達成率	河川	BOD	95.3%	100%
		全亜鉛	100%	100%
	湖沼	COD	75%	100%
		全りん	75%	100%
		全亜鉛	100%	100%
	海域	COD	83.3%	100%
		全窒素	100%	100%
		全りん	100%	100%
	水質目標達成率	鹿児島湾	COD	81.3%
窒素			100%	100%
りん			100%	100%
池田湖		COD	100%	100%
		窒素	100%	100%
		りん	100%	100%
海水浴場としての適合率		100%	100%	
汚水処理人口普及率		81.1% (平成30年度末)	100% (将来像) *	

\*：「かごしま生活排水処理構想2019（H31.3）」により，将来像100%（設定年度なし）

## (2) 施策

### ① 水循環<sup>1</sup>の確保

- 森林・農地の水源の涵養機能<sup>かん</sup>の維持・向上を図るため、里地里山等の適切な保全・整備を図ります。特に、森林については、保育・間伐等の計画的な実施により、保水力の高い森林づくりを推進します。
- 安心安全な水環境を保全するため、発生源対策を促進します。
- 工場・事業場における節水など水使用の合理化対策を促進します。
- 公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を促進します。
- 各種の啓発活動の実施により、家庭における節水意識の高揚を図ります。
- 主に都市地域において透水性舗装<sup>2</sup>や雨水浸透ます<sup>3</sup>の設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。
- 地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。

### ② 公共用水域・地下水の保全

#### ②-1 公共用水域

- 公共用水域（河川、湖沼、海域）の常時監視を実施し、水質の環境基準の達成維持に努めます。
- 新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。
- 地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期的な水質の把握を促進します。



環境美化活動



干潟の観察会

- 県内の主要な海水浴場について、水質の状況を把握し、その結果を公表します。
- 地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。
- 良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。

1 **水循環**：地球上の水は気圏や陸圏、水圏に存在しています。気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壌水分、地下水、また水圏では海水や氷塊などに形を変えます。これらは孤立的ではなく、連続的に相互に流入、流出しています。この循環を「水循環」と呼びます。

2 **透水性舗装**：都市部において、自然の水循環をなるべく損なわないようにするため、雨水を地中へ浸透させる工夫を施した舗装のことです。街路樹の育成、雨水流出抑制及び地下水のかん養といった効果があります。

3 **雨水浸透ます**：雨水を貯留し、地中へ浸透させる工夫を施したますのことです。街路樹の育成、雨水流出抑制及び地下水をかん養する効果があります。都市部において、自然の水循環をなるべく損なわないようにするための工夫です。

## ②-2 地下水

- 地下水の水質保全を図るため、地下水の常時監視調査を実施し、地下水の環境基準の達成維持に努めます。
- 地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。
- 工場・事業場における有害物質の使用状況等を把握するとともに、適正な使用・管理等を促進します。
- 農畜産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物処理など環境と調和した農業を推進します。
- 有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。

## ②-3 鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進

- 鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、鹿児島湾ブルー計画（平成17年度～）に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。
- 池田湖については、池田湖水質環境管理計画（令和3年度～）に基づき、畑地かんがいに係る注水管理や生活排水対策等の発生源対策及び土地・水面利用対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、良好な水質の保全を図ることに努めます。
- 住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的・積極的な実践活動を促進します。



水生生物による水質調査

## ③ 産業系排水対策

### ③-1 工場・事業場対策

- 水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底に努めます。
- 未規制事業場については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排出水の改善対策等を指導します。
- 排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り、汚濁負荷削減対策を推進します。

### ③-2 農畜産業・水産業対策

- 水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化するとともに、庁内組織として設置している「家畜ふん尿・でん粉工場排水対策連絡会議」等の活用により、関係課と連携をとりながら基準遵守の徹底に努めます。
- 水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性との調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境と調和した農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。
- 畜産経営については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準の遵守徹底を図ります。
- 家畜排せつ物の処理については、水質汚濁防止法などの環境関係法令を遵守しつつ、経営規模や立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設を整備し、県環

境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策指導指針等に基づき、適正処理を推進します。

- でん粉工場については、「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」に基づき、適切な排水処理を促進します。
- 水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生簀（いけす）台数の制限や適正な養殖管理を指導します。
- 内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を促進します。

#### ④ 生活排水対策

##### ④－1 発生負荷の削減

- 生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。
- 鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域<sup>1</sup>（鹿児島湾奥部流域4市）については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。

##### ④－2 排水処理施設の整備

- 市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的としたかごしま生活排水処理構想（平成31年3月）に基づき、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進めます。
- 富栄養化防止対策等が必要な地域については、公共下水道等の高度処理を促進します。
- 浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃、法定検査の充実を図ります。

#### ⑤ 土壌環境の保全

- 良好な土壌環境を保全するため、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正使用等を促進します。
- 土壌汚染対策法に基づき、当該土地所有者等に対し、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に必要な応じて、土壌汚染状況調査の実施を指導します。
- 土壌の汚染状況が基準に適合しないことが報告された場合は、迅速に区域指定を行うとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。

1 生活排水対策重点地域：水質汚濁防止法では、知事は、公共用水域において生活排水の排出による水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、生活排水対策重点地域を指定することになっています。

## 9 騒音・振動，悪臭等の防止

### (1) 施策の基本的方向

工場・事業場等における騒音・振動については，発生源対策や住工分離等の適正な土地利用を促進します。また，必要に応じ道路構造の改良や沿道対策等を促進します。

悪臭については，臭気指数規制の導入促進を図るとともに，環境保全型畜産の推進など発生源対策に努めます。

#### 【環境指標】

項目		現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
騒音に係る 環境基準の 達成率	騒音（一般）	89.3%	100%
	騒音（道路に面する地域）	92.8%	100%
	航空機騒音	100%	100%
	新幹線騒音	81.8%	100%

### (2) 施策

#### ① 環境基準の類型指定等の推進

- 土地利用等の実状に応じ，騒音，振動の規制地域の設定や騒音に係る環境基準の類型指定の見直し等を推進します。

#### ② 騒音・振動の防止

##### ②-1 工場・事業場対策

- 騒音規制法や振動規制法，県公害防止条例等に基づき，規制・指導の徹底を図ります。また，土地利用等の実状を踏まえて，必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適正に見直します。
- 工場・事業場の立地等に際しては，住工分離等環境に配慮した土地利用の適正化を促進します。
- 市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。
- 低騒音型機器の使用や防音壁の設置など，騒音・振動防止技術の普及を図ります。
- 低周波音<sup>1</sup>に対する情報収集や提供に努めます。

##### ②-2 道路交通騒音・振動対策

- 公園・緑地，緩衝建築物等緩衝空間の設置など沿道土地利用対策を促進します。
- バイパスなどの道路網の整備，信号機の運用改善や速度規制の見直しなど交通流対策を推進します。
- 低騒音舗装による路面の改良や遮音壁，植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。
- 関係法令等に基づき，過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化します。
- 騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握する

1 低周波音：人の耳には感知し難い低い周波数（おおむね1 Hz～100 Hz）の空気の振動のことで、「低周波（空気）振動」ともいいます。低周波音に関する苦情としては、「障子がガタガタする」、「眠れない」、「考え事ができない」、「頭痛がする」等があります。発生源には，コンプレッサーやブロワー等の施設，船舶・鉄道等の交通機関，橋梁や道路等があげられています。

ため、市町村等による測定を促進します。

### ②-3 鉄道騒音・振動対策

- 九州新幹線鹿児島ルートについては、定期的に騒音測定を実施し、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成維持に努めます。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の防止に努めます。
- 在来鉄道については、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握やその防止に努めます。

### ②-4 航空機騒音対策

- 鹿児島空港や鹿屋飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、必要に応じ騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど騒音の防止に努めます。
- その他の空港等については、必要に応じ騒音測定を実施し、実態把握に努めます。



航空機騒音測定

### ②-5 建設作業騒音・振動対策

- 騒音規制法や振動規制法，県公害防止条例等に基づき，規制の周知や指導の徹底を図るとともに，低騒音・低振動型機種を導入を促進します。

### ②-6 近隣騒音対策

- 飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については，県公害防止条例等による規制の周知や指導の徹底を図ります。

## ③ 悪臭の防止

### ③-1 工場・事業場対策

- 悪臭防止法や県公害防止条例に基づき，規制の周知や指導の徹底を図ります。また，規制地域の指定を進めるとともに，既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ，必要に応じ適正に見直します。
- 工場・事業場の立地等に際しては，悪臭が発生しない施設の整備を促進します。
- 複合臭に対応するため，市町村における臭気指数規制の導入を促進します。

### ③-2 畜産対策

- 飼養規模に応じた堆肥舎，浄化处理施設など家畜排せつ物処理施設や脱臭施設等の整備を促進します。
- 家畜排せつ物の適正処理はもとより，畜舎内外の清潔保持や農場周辺の環境美化などについて畜産農家への巡回指導を行い，環境と調和した畜産経営の実現を図ります。
- 悪臭防止に関する技術の導入を促進します。

④ **不快害虫<sup>1</sup>等の適正な駆除**

- ヤンバルトサカヤスデ<sup>2</sup>等の不快害虫については、市町村による適正な駆除を促進するとともに、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において生態や駆除方法の調査研究に努めます。
- 適正な駆除について住民への普及啓発を図ります。

---

1 **不快害虫**：健康被害には直接つながりませんが、人に不快感を与える虫のことです。これに対し、蚊や蚤、スズメバチなどの病原体の媒介や人体に直接被害を及ぼす害虫などを衛生害虫といます。

2 **ヤンバルトサカヤスデ**：台湾から沖縄県に、さらに奄美地方や県本土にも侵入している体長4 cmほどの多足類の節足動物です。異常発生時には、人に不快感を与えるため、不快害虫といわれています。

## 10 海岸漂着物対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法，平成21年7月）」や県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき，海岸漂着物等の円滑な処理や発生の効果的な抑制を図ります。

### (2) 施策

- 地域の実情に応じ，海岸管理者等と市町村が連携を図りながら，海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。
- 海岸漂着物等の処理に関しては，民間団体や地域住民との協力・連携を図ります。
- 学識経験者，民間団体，市町村等で構成される県海岸漂着物対策推進協議会において，海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し，民間団体や市町村と連携して，海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ります。
- 海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により，ごみ削減，散乱防止，不法投棄防止，海岸等清掃について普及啓発を図ります。
- 国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調査研究に協力し，漂着ごみ組成調査を行います。

## 11 化学物質の環境安全管理

### (1) 施策の基本的方向

化学物質について、その生産や使用、廃棄等の各段階で環境リスク<sup>1</sup>を低減するため、化学物質排出把握管理促進法などその他の関係法令の周知徹底を図り、有害化学物質の大気や公共用水域、地下水、土壌への排出を抑制します。

#### 【環境指標】

項目		現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	大気	100%	100%
	公共用水域（水質）	100%	100%
	公共用水域（底質）	100%	100%
	地下水質	100%	100%
	土壌	100%	100%
ダイオキシン類排出量見込み		1.9g-TEQ/年	2.2g-TEQ/年 以下

### (2) 施策

#### ① 包括的対策

- 化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。
- 人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。
- 化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究や情報収集に努めます。
- 化学物質に関する正確で分かりやすい情報の提供に努めます。
- ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持に努めます。
- 人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制や地下浸透規制、農薬の安全使用対策を適正に実施するとともに、廃棄物の適正な処理を促進します。

#### ② ダイオキシン類

- ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。
- 大気や公共用水域（水質、底質）、地下水質、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します
- 県廃棄物処理計画等に基づき、ごみ処理の広域化を促進します。
- ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化やごみの分別の徹底を促進します。

1 環境リスク：人の活動によって加えられる環境への負荷により好ましくない現象や結果が生じるおそれ(可能性)をいいます。「化学物質により生じる健康や生態系への影響の可能性」や「開発や事業活動による環境への影響の不確実な部分」など広い意味で使われています。

### ③ PCB廃棄物

- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法<sup>1</sup>」)」や令和2年3月に改定した県PCB廃棄物処理計画に基づき、確実かつ適正な処理を推進します。
- PCB廃棄物が処理されるまでの間、各事業者における保管状況を調査し、適切に保管させるとともに、処理期限内に確実かつ適正な処理が進むよう指導します。

### ④ その他の化学物質

- 農薬の適正な販売や使用を促進します。また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。
- 農薬に替わる害虫防除の方法として、天敵利用<sup>2</sup>などの生物的防除や耕種的・物理的防除技術<sup>3</sup>などを組み合わせた総合防除技術の開発を推進します。

### ⑤ 事故時における対策

- 有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、今後とも関係機関と連携しながら、事故が発生した場合の応急措置や速やかな復旧、事故の状況の通報、その拡大や再発の防止措置など各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。
- 魚などのへい死事故等については、連絡体制や応急対策、原因究明等について関係機関と連携又は協力し、適切な対応を図ります。

---

1 **PCB特別措置法**：PCBは難分解性であり、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、PCB廃棄物の保管、処分について必要な規制等を行うとともに、その確実かつ適正な処理を推進することを目的とした法律です。

2 **天敵利用**：病害虫を防ぐ技術の一つで、病害虫の天敵を利用した防除方法です。病害虫の防除にはこれまで化学合成農薬などにより対処されてきましたが、安全性や生態系への影響を軽減するため、化学合成農薬の削減が求められています。

3 **防除技術**：防除とは農業害虫や病害を防ぐことをいいます。代表的な防除技術として、農薬を利用する化学的防除のほか、天敵となる生物を利用する生物的防除、品種改良や肥培管理を行う耕種的防除、防虫ネットなどを利用する物理的防除があります。特に、生物的防除は、生態系への影響を小さくできる可能性があることから期待されています。

## 12 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全

### (1) 施策の基本的方向

川内原子力発電所周辺地域の環境放射線監視や川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用等により、周辺住民の安全の確保と環境の保全を図ります。

### (2) 施策

- 川内原子力発電所周辺の環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表します。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。
- 川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用に努めます。
- 広報紙「原子力だよりかごしま」の作成・配布等により、原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努めます。
- 環境放射線監視テレメータシステムや川内原子力発電所地震観測システムの運用など、県民に対する情報提供の充実に努めます。
- 県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。



県環境放射線監視センター